

神奈川県最低賃金に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和元年 6 月 2 1 日提出

提出者	秦野市議会議員	木	村	眞	澄
賛成者	同	小	菅	基	司
同	同	吉	村	慶	一
同	同	野	田		毅
同	同	高	橋	照	雄
同	同	和	田	厚	行

提案理由

最低賃金制度を、地域や小売業等の実態を踏まえたきめ細やかな制度とし、地域間や業種別による不均衡の是正を図ることについて、国や県に意見書を提出するものであります。

## 神奈川県最低賃金に関する意見書

最近の各種景気動向調査報告では、景気の穏やかな拡大に減速感が指摘される中、秦野商工会議所の中小企業景況調査等での業況感でも、堅調であった製造業等の受注指数は縮小を示しており、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者の小売業・飲食サービス業では、売上減少、人手不足や最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加分を価格転嫁することが難しく、厳しい経営状況にある。

日本再興戦略等に掲げた経済の好循環を実現するため、政府により、大企業を中心に月例賃金の引き上げや雇用拡大等の働きかけが行われていることは承知しているが、中小企業・小規模事業者の経営にとって、政府が目指す最低賃金の引き上げは極めて深刻な問題である。

また、神奈川県内においては、東京都に隣接する横浜市、川崎市等の都市部と、県西・県北部を比較すると、公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素の一つである生活保護費の受給額が、設定された級地ごとに異なることから物価や賃金に格差があることは明らかである。

現在、最低賃金は、県内同一賃金額となっており、特に県境の地域においては、同じ地域経済圏にありながら、隣接している県の企業との競争に著しい不利益が生じている。

したがって、最低賃金制度についても、地域ごとの中小企業・小規模事業者の経営実態や、経営基盤の脆弱な小売業や飲食サービス業等の状況をよく調査され、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様にきめ細やかな制度を導入し、地域間や業種別における不均衡の是正を図るよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣  
神奈川県知事

秦野市議会議員 阿蘇 佳一